

公認会計士監査規約一部改定の公告

2021年8月28日

松江保健生活協同組合

理事長 大田 誠

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）」の施行に伴い、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）の決算関係書類等の作成等にかかる規定は、「法第31条の7」から「法第31条の9」へ条番号が改正されました。

これに伴い、松江保健生協公認会計士監査規約では、「法第31条の7」の条番号を引用していることから、以下のように変更します。

○公認会計士監査規約

改定後	旧規約
<p>（公認会計士等による監査の意義）</p> <p>第2条</p> <p>（略）</p> <p>2 次に掲げるものは、公認会計士監査の監査人となることはできない。</p> <p>（1）公認会計士法の規定により、決算関係書類（消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）<u>第37条の9</u>第2項に規定する決算関係書類をいう。）について監査をすることができない者。</p> <p>（2）（以下略）</p>	<p>（公認会計士等による監査の意義）</p> <p>第2条</p> <p>（略）</p> <p>2 次に掲げるものは、公認会計士監査の監査人となることはできない。</p> <p>（1）公認会計士法の規定により、決算関係書類（消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）<u>第37条の7</u>第2項に規定する決算関係書類をいう。）について監査をすることができない者。</p> <p>（2）（以下略）</p>

以上の改定を、2021年8月28日第3回理事会において決議しましたので、組合員のみなさまへ公告致します。